平成２４年（フ）第１４２号
栃木県芳賀郡市貝町赤羽4558―４、住民票上の住所栃木県宇都宮市針ヶ谷１丁目９番23号
債務者　吉田　幸夫
1　決定年月日時　平成24年３月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月18日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第１４６５号
大阪府大東市三箇４丁目13番19号　アパンツァート１―202
債務者　松本　　要
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月５日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１５号
大分県豊後高田市森885番地４
債務者　近藤　健太
1　決定年月日時　平成24年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月28日午後３時15分
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２４年（フ）第２０６号
東京都八王子市長房町109番地市営住宅長房第１団地７号棟25号
債務者　千原　貞行
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月30日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１０号
熊本県天草市本渡町広瀬956番地11
債務者　亀田　裕明
1　決定年月日時　平成24年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月31日午後１時30分
熊本地方裁判所天草支部

平成２４年（フ）第１５２号
東京都武蔵野市桜堤２丁目13番１―316号
債務者　矢野　倫子
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月１日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１６１号
東京都あきる野市草花3734番地
債務者　小林　志保（旧姓小栗）
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月１日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第２６５号
東京都昭島市美堀町２丁目28番12号
債務者　栗田　雅章
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月１日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第３５号
北海道足寄郡足寄町南２条１丁目12番地
債務者　近藤　裕幸
1　決定年月日時　平成24年３月26日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月21日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第５９号
北海道帯広市西15条南14丁目２番地
債務者　大塚　幸夫
1　決定年月日時　平成24年３月26日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月21日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第６０号
北海道帯広市西15条南14丁目２番地
債務者　大塚　京子
1　決定年月日時　平成24年３月26日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月21日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第６５号
北海道帯広市西17条南５丁目４番地　緑西コーポ第２―１―２
債務者　前田まゆみ
1　決定年月日時　平成24年３月26日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月21日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

破産手続開始及び破産手続廃止の取消決定確定

平成２４年（フ）第５００号
大阪市平野区喜連６丁目７番18号
破産者　山本　　弘
1　主文　平成24年２月13日にした破産手続開始及び破産手続廃止の決定を取り消す。
2　確定年月日　平成24年３月19日
大阪地方裁判所第６民事部

財産状況報告集会等の期日変更

平成２３年（フ）第５７号
島根県浜田市日脚町111番地
破産者　北陽木工株式会社
代表者代表取締役　橋野　隆志
主文　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日を平成24年５月30日午前10時と変更する。
平成24年３月21日　松江地方裁判所浜田支部

平成２３年（フ）第５８号
島根県浜田市熱田町471番地11
破産者　橋野　隆志
主文　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日を平成24年５月30日午前10時と変更する。
平成24年３月21日　松江地方裁判所浜田支部

平成２３年（フ）第５９号
島根県浜田市熱田町471番地20
破産者　橋野　征夫
主文　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日を平成24年５月30日午前10時と変更する。
平成24年３月21日　松江地方裁判所浜田支部

平成２３年（フ）第６０号
島根県浜田市熱田町471番地20
破産者　橋野美智江
主文　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日を平成24年５月30日午前10時と変更する。
平成24年３月21日　松江地方裁判所浜田支部